

平成28年度  
美幌町地域防災計画の修正の  
概要について

平成29年3月  
総務部総務グループ

## 1 美幌町地域防災計画について

### (1) 美幌町地域防災計画の作成・目的

「美幌町地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規程に基づき美幌町防災会議が作成する計画であり、地震災害や風水害、雪害、火山災害、その他の災害に対して総合的な対策を定めたものです。

この計画に基づき、美幌町の地域にかかわる防災に関し災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施し、町民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的としております。

美幌町地域防災計画は、国の防災基本計画に基づくもので、北海道の地域防災計画等との整合を図りながら作成しています。

### (2) 美幌町地域防災計画の体系

美幌町地域防災計画は「一般防災編」、「地震防災編」、「美幌町水防計画」の3編で構成しています。

## 2 計画見直しの背景、主な見直し内容

### (1) 見直しの背景

美幌町地域防災計画は、東日本大震災後の平成23年度に大幅な見直しなど、策定以来、数度の見直しを経ており、近年では平成25年度には避難行動要支援者対策の整備に関する項目の修正等を中心に見直しを行いました。

今回の修正は平成26年度から平成28年度までに行われた災害対策基本法の改正に伴う指定緊急避難場所・指定避難所の指定をはじめ、土砂災害防止法の一部改正に伴う土砂災害への対策強化、水防法の一部改正に伴う浸水被害への対応の強化など、防災対策の幅広い分野において、本町に影響する様々な動きがあったことから、これらの内容に的確に対応し、計画の更なる強化を図り、防災・減災対策を推進していくために見直しを行うものです。

## (2)主な見直し内容

### 【一般防災編】

- ① 災害対策基本法の改正等に関する項目
  - ・指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所の指定

---

- ② 国の防災基本計画の改正に基づく見直し事項
  - ・気象業務法の変更に関する項目及び網走地方気象台の助言(意見)に伴う修正
  - ・土砂災害防止法の一部改正の反映

---

- ③ 北海道地域防災計画の変更に準じた見直し
  - ・避難準備・高齢者避難開始(情報)の活用について明記
  - ・避難勧告等の判断基準の住民周知について明記
  - ・指定緊急避難場所等の開設について明記

---

- ④ その他の見直し
  - ・前回修正後からの美幌町の面積、気象災害の概要、災害履歴について修正する。
  - ・防災会議の運営規程の変更、防災会議委員の見直し
  - ・町対策本部設置箇所及び職務代理者の追加等
  - ・清掃計画の一部見直し(1日処理能力の修正)
  - ・危険物等災害対策計画の一部見直し(情報伝達システムの修正)
  - ・災害対策基本法の改正や組織改編に伴う名称変更などの文言整理を行う。  
【例:災害時要援護者→避難行動要支援者 等】
  - ・各種マニュアル整備に伴う文言整理を行う。

### 【地震防災編】

- ① 災害対策基本法の改正等に関する項目
  - ・指定緊急避難場所、指定避難所の指定(一般防災編に準じた修正)

---

- ② 国の防災基本計画の改正に基づく見直し事項
  - ・気象業務法の変更に関する項目及び網走地方気象台の助言(意見)に伴う修正

---

- ③ その他の見直し
  - ・前回修正後からの美幌町の面積、社会的現況について修正する。
  - ・「美幌町耐震化促進計画」の地域防災計画への反映
  - ・感震ブレーカー設置等の普及啓発について明記。
  - ・町対策本部設置箇所の追加等
  - ・災害対策基本法の改正や組織改編に伴う名称変更などの文言整理を行う。  
【例:災害時要援護者→避難行動要支援者 等】

## **【水防計画】**

- ① 災害対策基本法等の改正に関する項目
  - ・国、道における水位等の見直しに伴う修正

---
- ② 国の防災基本計画の改正に基づく見直し事項
  - ・気象業務法の変更に関する項目及び網走地方気象台の助言（意見）に伴う修正

---
- ③ 水防法等の一部改正に関する項目
  - ・河川管理者の協力に関する事項の記載
  - ・洪水浸水想定区域指定に基づく、避難確保及び浸水防止のための措置

---
- ④ その他の見直し
  - ・町対策本部員の見直し等
  - ・重要水防箇所調書に基づく修正
  - ・組織改編に伴う名称変更などの文言整理を行う。

## 【一般防災編】

### ①災害対策基本法の改正等に関する項目

#### ・指定緊急避難場所の指定（第49条の4）

（これまでの一時避難場所・避難所を指定緊急避難場所に修正）

P90～ 避難救出計画

過去の津波や水害時の際、住民が災害想定区域内にある避難所に避難した結果かえって危険が生じた事例があったことを踏まえ、洪水や地震などの災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その危険から緊急的に逃れるための場所として、それぞれの災害ごとに避難場所を指定。

#### ア 指定基準

- ・各種災害（洪水・地震・土砂）に対して、安全を確保できる施設であること。
- ・建築物の場合は、耐震構造の建築物であること。（地震の場合に適用）

#### イ 指定施設

- ・50施設（公共施設、小中学校、高校、公民館、公園等）

#### ・指定避難所の指定（第49条の7）

（これまでの避難所のうち一定条件を施設を指定避難所に修正）

P90～ 避難救出計画

自宅が浸水、損壊するなどして家に戻れなくなった住民が一時的に生活するための施設で、適切な規模や安全性等の一定の基準を満たす施設を指定避難所として指定。  
なお、指定避難所と指定緊急避難場所を相互に兼ねる事とする。

#### ア 指定基準

- ・被災者を滞在させるために必要かつ適切な規模であること。
- ・速やかに被災者を受入れ、または、物資を被災者に配付することが可能な構造・設備を有すること。
- ・想定される災害の影響が比較的少ない場所であること
- ・建築物の場合は、耐震構造の建築物であること。
- ・各種災害（洪水・地震・土砂）ごとに、安全を確保できる施設であること。
- ・一定以上の避難者の収容が可能であること。

#### イ 指定施設

- ・18施設（公共施設、小中学校、高校、公民館等）

#### ・福祉避難所の指定

P90～ 避難救出計画

避難行動要支援者対策として、協定先である福祉施設を追加。

#### 福祉避難所

社会医療法人 恵和会

施設名	所在地	運営法人等
介護老人保健施設アムニティ美幌	仲町2丁目38-2	<del>社会福祉法人 恵和福祉会</del>
特別養護老人ホーム緑の苑	稲美105-7	社会福祉法人 恵和福祉会
あさひ在宅ケアセンター	稲美105-6	社会福祉法人 恵和福祉会

②国の防災基本計画の改正に基づく見直し事項

・気象業務法の変更に関する項目及び網走地方気象台の助言（意見）に伴う修正

P33～ 伝達計画  
P145～ 火山対策

特別警報の新設及び、気象伝達方法の見直し  
ア 気象特別警報

大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。

イ 気象情報等の伝達系統図の見直し  
現状に則した伝達系統図へ修正を行った。

ウ 火山現象に関する情報及び伝達系統図等の見直し  
現状に則した予報・伝達系統図へ修正を行った。

・土砂災害防止法の一部改正の反映

P62～ 重要警戒区域  
P76～ 防災訓練

ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進を図るため、町は土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達など円滑な避難が行えるよう努めるものとする（ハザードマップの配付等）。

イ 北海道と協力し、住民啓発のための防災教育や防災訓練に努めるものとする。

ウ 土砂災害（特別）警戒区域を別表3で定める。

③北海道地域防災計画の変更に準じた見直し

・避難準備・高齢者避難開始（情報）の活用について明記

P92～ 避難救出計画

ア 一般住民に対し避難勧告・指示（緊急）のほか、避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに避難行動要支援者等、早めの段階で避難行動を開始することを求める「避難準備・高齢者等避難開始」を伝達する必要があることを記載。

イ 避難勧告・指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めることを記載。

・避難勧告等の判断基準の住民周知について明記

P92～ 避難救出計画

ア 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの整備を図ることとし、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、日頃から住民等への周知に努めるものことを記載。

・指定緊急避難場所等の開設について明記

P92～ 避難救出計画

ア 災害発生、または発生するおそれがあるときに「指定緊急避難場所」及び「指定避難所」を開設し、住民周知の徹底に努めることを記載。

④その他の見直し

<ul style="list-style-type: none"> <li>・前回修正後からの美幌町の面積、気象災害の概要、災害履歴について修正する。</li> </ul>	P7～ 美幌町の自然条件 P9～ 災害の概況
<p>ア 美幌町の面積の変更 「438.36平方キロメートル」→「438.41平方キロメートル」</p> <p>イ 気象概況及び災害履歴の更新</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状に則した気象概況及び災害概況（水害）の見直し</li> <li>・平成24年度以降の災害履歴を追記</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災会議の運営規程の変更、防災会議委員の見直し</li> </ul>	P16～ 防災会議
<p>ア 既存条例の改廃・統合による修正 「美幌町防災会議条例」→「美幌町附属機関に関する条例」（平成25年4月1日施行）</p> <p>イ 防災会議の組織から「網走開発建設部長」を除く。 （網走開発建設部網走道路事務所、北見道路事務所及び北見河川事務所長がそれぞれ防災会議委員として委嘱されているため）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・町対策本部設置箇所及び職務代理者の追加等</li> </ul>	P18～ 災害対策本部 P26～ 配備体制
<p>ア 本部設置場所 本庁舎の建物破損等に備え、別に設置できる旨記載。 他の施設：保健福祉総合センター（しゃきっとプラザ）、町民会館 等</p> <p>イ 職務代理者 町長不在時の指揮命令系統を確保するため、命令権者の順位を定める。 本部長（町長）→ 副町長 → 教育長 → 総務部長</p> <p>ウ 本部員の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・副本部長に「教育長」を追加、本部員に「会計管理者」を追加。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃計画の一部見直し（1日処理能力の修正）</li> </ul>	P104～ 清掃計画
<p>ア し尿処理施設、1日処理能力の拡大に伴う修正 「下水 9,600㎡」 → 「下水 9,750㎡」</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物等災害対策計画の一部見直し（情報伝達系統の修正）</li> </ul>	P138～
<p>ア 情報通信連絡系統の北見河川事務所意見による修正</p>	

<p>・災害対策基本法の改正や組織改編に伴う名称変更などの文言整理を行う。</p>	全編
<p>ア 災害対策基本法等の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害時要援護者」→「避難行動要支援者」</li> </ul> <p>イ 避難準備情報等の名称変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「避難準備情報」→「避難準備・高齢者等避難開始」</li> <li>・「避難指示」→「避難指示（緊急）」</li> </ul> <p>ウ 防災関係組織の名称変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「北海道農政事務所北見地域センター」→「北見地域拠点」</li> <li>・「〃<u>センター長</u>」→「拠点参事官」</li> <li>・「郵便事業(株)美幌支店長」→「日本郵便(株)<del>美幌支店長</del> <b>美幌郵便局長</b>」</li> <li>・「雌阿寒岳火山防災会議協議会」→「雌阿寒岳火山防災協議会」</li> </ul> <p>エ 役場組織の見直し等による修正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「住民活動」→「まちづくり」、「出納」→「出納審査」</li> <li>・「政策財務・契約財産」→「財務」、「商工観光主幹」→「商工主幹」</li> <li>・「母子通園センター」→「子ども発達支援センター」</li> </ul>	
<p>・マニュアル整備に伴う文言の整理</p>	P18～ 災害対策本部
<p>ア 職員初動体制マニュアル（水害編）の整備に伴い、業務分担について災害の種類・規模等によりこの限りではない旨記載。</p>	



## 【地震防災編】

### ①災害対策基本法の改正等に関する項目

<ul style="list-style-type: none"> <li>指定緊急避難場所の指定（第49条の4） （これまでの一時避難場所・避難所を指定緊急避難場所に修正）</li> </ul>	P22～ 避難計画 P61～ 避難対策計画
ア 一般防災編（第5章第6節）に準じた修正	
<ul style="list-style-type: none"> <li>指定避難所の指定（第49条の7） （これまでの避難所のうち一定条件を施設を指定避難所に修正）</li> </ul>	P22～ 避難計画 P61～ 避難対策計画
ア 一般防災編（第5章第6節）に準じた修正	

### ②国の防災基本計画の改正に基づく見直し事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>気象業務法の変更に関する項目及び網走地方気象台の助言（意見）に伴う修正</li> </ul>	P47～ 伝達計画
ア 特別警報の新設及び、地震伝達方法等の見直し。	
イ 地震情報等の伝達系統図の見直し ・現状に則した伝達系統図へ修正を行った。	

### ③その他の見直し

<ul style="list-style-type: none"> <li>前回修正後からの美幌町の面積、社会的現況について修正する。</li> </ul>	P10～ 面積・概況等
ア 美幌町の面積の変更 ・「438.36平方キロメートル」→「438.41平方キロメートル」	
イ 社会的現況の更新 ・現状に則した社会的現況の見直し（H27国勢調査準用）	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「美幌町耐震化促進計画」の地域防災計画への反映</li> </ul>	P14～ 災害予防計画
ア 既存建築物の耐震性の向上を図るため、「美幌町耐震化促進計画」に基づき総合的な建築物の耐震性向上の推進を図ることを記載。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>感震ブレーカー設置等の普及啓発について明記</li> </ul>	P17～ 火災予防計画
ア 火災予防の徹底を図るため、感震ブレーカーの設置普及開発に努めることを記載	
<ul style="list-style-type: none"> <li>町対策本部設置箇所の追加等</li> </ul>	P37～ 災害対策本部
ア 本部設置場所 本庁舎の建物破損等に備え、別に設置できる旨記載。 他の施設：保健福祉総合センター（しゃきっとプラザ）、町民会館 等	
イ 本部員の見直し ・副本部長に「教育長」を追加。	

	<p>・災害対策基本法の改正や組織改編に伴う名称変更などの文言整理を行う。</p>	全編
	<p>ア 災害対策基本法等の改正          ・「災害時要援護者」→「避難行動要支援者」</p> <p>イ 防災関係組織の名称変更          ・「北海道農政事務所北見地域センター」 → 「北見地域拠点」</p> <p>ウ 役場組織の見直しによる修正          ・「住民活動」→「まちづくり」、「出納」→「出納審査」          「政策財務・契約財産」→「財務」、「商工観光主幹」→「商工主幹」</p>	

## 【水防計画】

### ①災害対策基本法の改正等に関する項目

・国、道における水位等の見直しに伴う修正

P35～ 別表6

避難勧告等の判断基準となる国・道河川の水位設定を見直したうえで、適切な避難勧告等の発令が行えるよう改善するもの。

(水位観測)

河川名	観測所名	位置	所管 (観測者)	水防回待 機水位	氾濫注意 水位	避難判 断水位	氾濫危険 水位
網走川	美幌	美幌町字鳥里 美禽橋上流右岸 600m	北海道開発局 (自記観測)	9.40	9.80	12.00	12.30
美幌川	美幌橋	美幌町字美芳 美幌橋下流 50m	北海道開発局 (自記観測)	9.40	9.70	11.20 11.60	11.40 11.90
	美幌川	美幌町字報徳 26-1 地先	北海道 (自記観測)	13.36	14.59		15.71
魚無川	魚無川	美幌町字青山南 11 地先	北海道 (自記観測)	25.06	25.35 25.38	25.82 25.60	26.03 26.22

洪水予報の種類、危険レベル、水位名称等 (網走川・美幌川の国所管河川に限る。)

危険レベル	洪水予報の標題 (洪水予報の種類)	水位の名称	町、町民の行動
レベル1	(発表なし)	水防回待機水位	・水防回待機
レベル2	氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位	・町民は氾濫に関する情報に注意 ・水防回出勤
レベル3	氾濫警戒情報 (洪水警報)	避難判断水位	・町は避難準備・高齢者等避難開始 (要配慮者避難情報) 避難勧告等の発令等の判断
レベル4	氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位	・町は避難勧告・指示 (緊急) 等の発令を判断
レベル5		堤防天端到達	・町民の避難完了
	氾濫発生情報 (洪水警報)	(氾濫発生)	・逃げ遅れた町民の救助等 ・新たに氾濫が及ぶ区域町民の避難誘導

### ②国の防災基本計画の改正に基づく見直し事項

・気象業務法の変更に関する項目及び網走地方気象台の助言 (意見) に伴う修正

P8～ 気象警報  
P36 別表6

ア 特別警報の新設及び、気象予報等伝達方法等の見直し。

イ 気象情報等の伝達系統図の見直し

・現状に則した伝達系統図へ修正を行った。

### ③水防法の一部改正等に関する項目

・河川管理者の協力に関する事項の記載	P4～ 河川管理者の協力
<p>近年、集中豪雨等による水災害が多発しており、河川管理者の水防活動への協力がより一層重要となってきた。このような現状に鑑み、水防計画に河川管理者の具体的な水防活動への協力について記載することとし、地域の水防力の強化を図る。</p> <p>ア 北海道開発局の協力</p> <p>イ 北海道の協力</p>	
・洪水浸水想定区域指定に基づく、避難確保及び浸水防止のための措置	P24～ 第9章
<p>洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、洪水予報の伝達方法や避難場所等の確保を図るための必要事項及びこれらの必要事項を記載した洪水ハザードマップの配付など、平常時からの防災意識の向上や自主的な避難の心構え等について定める。</p>	

### ④その他の見直し

・町対策本部員の見直し等	P26 別表
<p>ア 本部員の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・副本部長に「教育長」を追加、本部員に「会計管理者」を追加。</li> </ul>	
・重要水防箇所調書に基づく修正	P33 別表5
<p>ア 重要水防区域の時点修正（平成28年4月1日現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・網走川・美幌川における重要水防箇所を最新の重要水防箇所調書（網走開発建設部）に基づき修正。</li> </ul>	
・組織改編に伴う名称変更などの文言整理を行う。	全編
<p>ウ 防災関係組織の名称変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「網走開発建設部事業所等」 → 「網走開発建設部事務所等」</li> <li>・「網走開発建設部管理課」 → 「網走開発建設部公物管理課」</li> <li>・「国土交通省河川局防災課」 → 「国土交通省水管理・国土保全局河川環境課」</li> </ul> <p>イ 役場組織の見直しによる修正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「住民活動」 → 「まちづくり」</li> <li>・「出納」 → 「出納審査」</li> <li>・「政策財務・契約財産」 → 「財務」</li> <li>・「商工観光主幹」 → 「商工主幹」</li> <li>・「母子通園センター」 → 「子ども発達支援センター」</li> </ul> <p>ウ 「はん濫」を常用漢字による「氾濫」へ統一</p>	